

岐阜県基本計画

1 基本計画の対象となる区域（促進区域）

(1) 促進区域

設定する区域は、令和5年10月1日現在における岐阜県全市町村（岐阜市、大垣市、高山市、多治見市、関市、中津川市、美濃市、瑞浪市、羽島市、恵那市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、山県市、瑞穂市、飛騨市、本巣市、郡上市、下呂市、海津市、岐南町、笠松町、養老町、垂井町、関ヶ原町、神戸町、輪之内町、安八町、揖斐川町、大野町、池田町、北方町、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、東白川村、御嵩町、白川村）の行政区域とする。概ねの面積は、約106万2千ヘクタールである。

ただし、岐阜県自然環境保全条例に規定する自然環境保全地域は除く。

また、自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に規定する生息地等保護区、自然再生推進法に基づく自然再生事業の実施地域及びシギ・チドリ類渡来湿地は、当促進区域には存在しない。

なお、当促進区域は鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区、自然公園法に規定する国立公園（中部山岳、白山）、国定公園（揖斐関ヶ原養老、飛騨木曾川）、及び県立自然公園（千本松原、揖斐、伊吹、奥長良川、恵那峡、胞山、裏木曾、土岐三国山、奥飛騨数河流葉、宇津江四十八滝、位山舟山、野麦、せせらぎ溪谷、天生、御嶽山）、環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、国内希少野生動植物種の生息（繁殖・越冬・渡り環境）・生育域等を含むものであるため、8. 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項において、環境保全のために配慮を行う事項を記載する。

促進区域・自然環境保全地域（「別紙1」参照）

自然公園指定区域（「別紙2」参照）

鳥獣保護区域（「別紙3」参照）

(2) 地域の特徴（地理的条件、インフラの整備状況、産業構造、人口分布の状況等）

ア 地理的条件

岐阜県は、日本のほぼ中央に位置し、全国では数少ない内陸県の一つである。面積は10,621.29km²で国土の約2.8%を占め、全国で7位の広さである。北部及び東部の大部分は山地、南部には濃尾平野の一部である美濃平野が広がっており、木曾川、長良川、揖斐川の木曾三川に囲まれた水資源にも恵まれた地域である。

また、本県の平均気温の平年値（1991年～2020年観測データの平均値）は、美濃地方の岐阜が年平均気温は16.2℃と温暖であるのに対し、飛騨地方の高山は、標高が高いこともあり、年平均気温は11.4℃と寒冷な気候である（出典：国土交通省気象庁ホームページ）。このような南北に長い岐阜県は、気候も変化に富んでいる。

本県は、本州のほぼ中央にあり、周りを7つの県（愛知県・三重県・滋賀県・福井県・石川県・富山県・長野県）と接している。北部の飛騨地方は、3,000メートル級の北アルプスと、白山山

系の山岳地に囲まれた高原地帯であり、南部の美濃地方は濃尾平野の北辺をなしている。河川は、飛騨地方で二分され、南へ木曾川、長良川、揖斐川が太平洋に注ぎ、北は宮川、庄川が富山県を経て日本海に注いでいる。

こうした豊かな自然と恵まれた水資源により本県では多くの特産物が生み出されている。例えば、岐阜県を代表するブランド米となっている「ハツシモ」（令和4年産品種別作付面積割合では、ハツシモが38%となっている）を使った米粉や、西濃地方の地下水を活用した水まんじゅう等、多岐にわたって様々な食料品製造業が存在している。

その他にも飛騨牛・郡上鮎・美濃白川茶・栗きんとん（いずれも地域団体商標登録）等の特産物があり、特産物を活用した6次産業化を進める動きも活発化しており、「六次産業化・地産地消費」に基づく県内の認定事業計画は101件となっている。（令和5年7月31日現在）

イ インフラの整備状況

本県は、産業の集積を支える交通インフラに加え、産業の成長を支援するインフラ（支援機関）が整備されている。交通インフラについては、南西部には東名高速道路につながる名神高速道路が、東部には中央自動車道が通っており、国内最大の製造業集積地である愛知県や、首都・関西経済圏へのアクセスが容易である。また、南北には太平洋側と日本海側を直結する東海北陸自動車道が通り、東海、北陸両地方を結んでいる。さらに、愛知・岐阜・三重3県の諸都市とこれらの高速道路を環状に結び、広域的なネットワークを形成する東海環状自動車道が位置しており、東回り区間は自動車産業の集積地である愛知県三河地方への利便性を格段に向上させている。西回り区間についても早期の全線開通を目指して順次延伸しており、三重県北勢地域への交通の利便性が飛躍的に向上すると期待されている。

令和9年以降の開業を目指すリニア中央新幹線は、東美濃地域を横断する予定であり、リニア岐阜県駅（仮称）及び車両基地（工場）が中津川市に設置される計画となっている。所要時間はノンストップの場合、東京へは34分、名古屋へは13分と試算されており、リニア開業後は首都圏へのアクセスが劇的に向上するとともに、地域経済の活性化に大きく寄与することが期待されている。

一方、産業の成長を支援するインフラ（支援機関）は、「公益財団法人岐阜県産業経済振興センター」、「岐阜県産業技術総合センター」、「岐阜県セラミックス研究所」、「岐阜県生活技術研究所」、「岐阜県食品科学研究所」、「国立大学法人東海国立大学機構岐阜大学」、「株式会社日本政策金融公庫」、「ソフトピアジャパン」、「テクノプラザ」、「岐阜県中小企業総合人材確保センター」等が整備され、産学金官が連携して各種支援を行っている。中でも、地域産業の高度化を担う人材の育成・供給拠点となるソフトピアジャパンや、ものづくり企業のDXやデジタル化を支援するテクノプラザは、ものづくり産業やデジタル関連産業などの集積と拡充に寄与している。

ウ 産業構造

本県の製造業の付加価値額は、全産業の約29%（942,363百万円／3,309,776百万円、図1）を占め、最も高い構成比となっている。また、売上高においても、約30%（4,388,364百万円／14,613,815百万円、図2）、従業者数は約24%（188,736人／793,622人、図3）を占めており、本県の産業構造は製造業が中心になっており、航空宇宙関連産業、自動車関連産業、食品関連産

業、電子部品・デバイス製造業、ヘルスケア関連産業、工作機械産業、プラスチック製品製造業など多様な産業の集積がみられる。

また、本県における卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業の付加価値額は全産業の約 22% (729,946 百万円/3,309,776 百万円、図 1)、売上高は 31% (4,522,006 百万円/14,613,815 百万円、図 2)、従業者数は約 28% (218,662 人/793,622 人、図 3) を占め、製造業に匹敵する産業となっている。

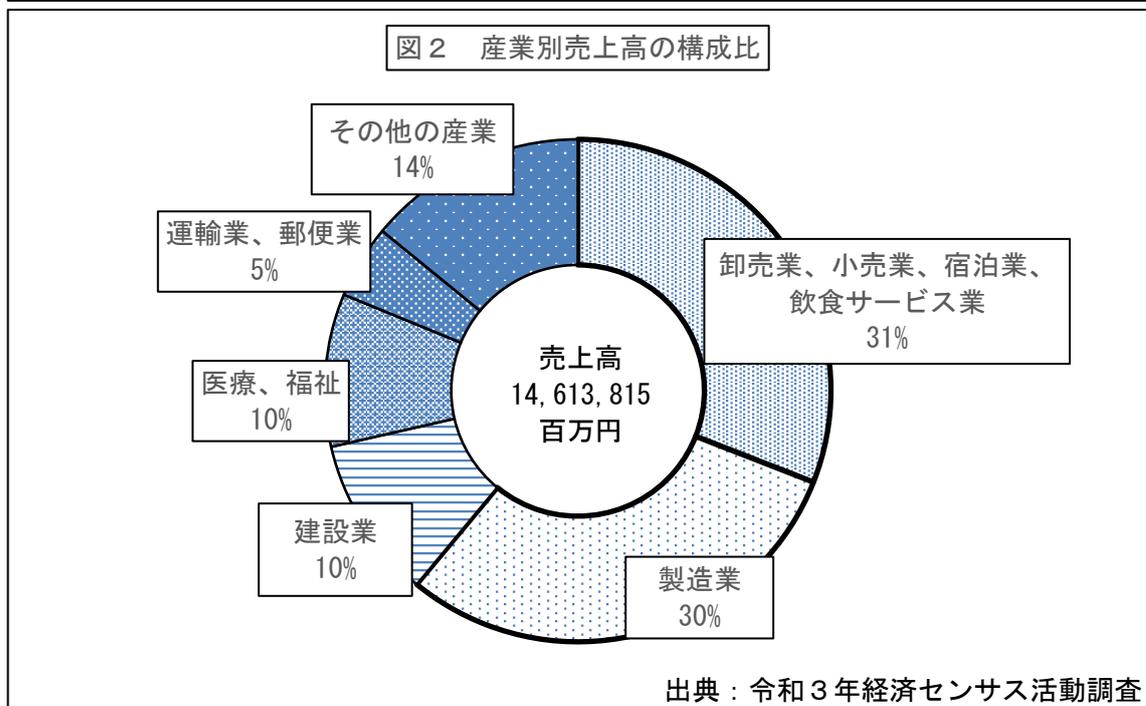
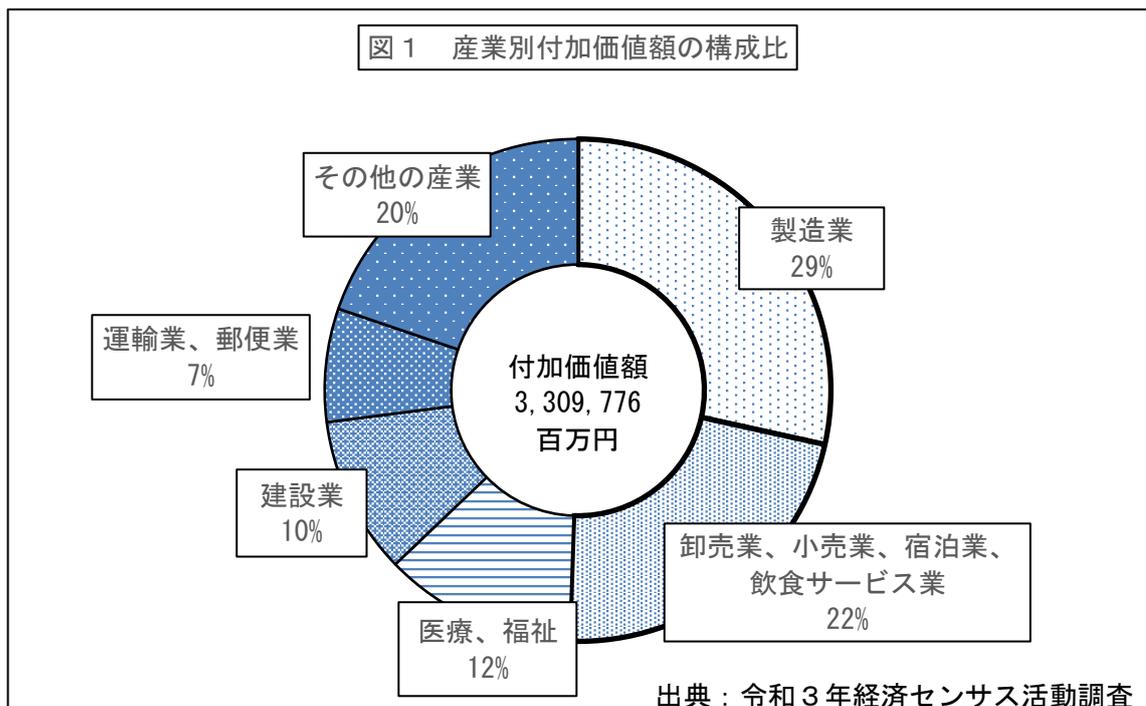
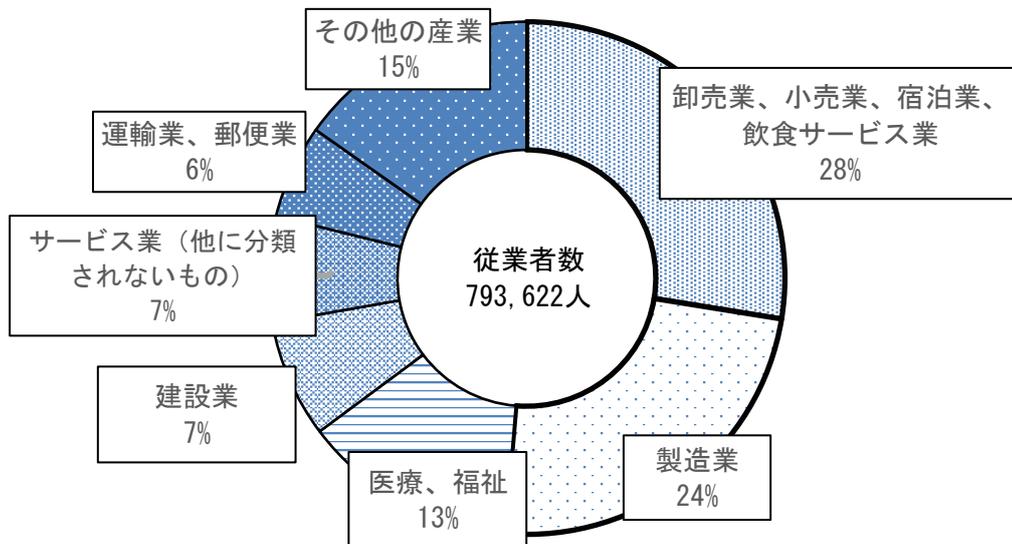


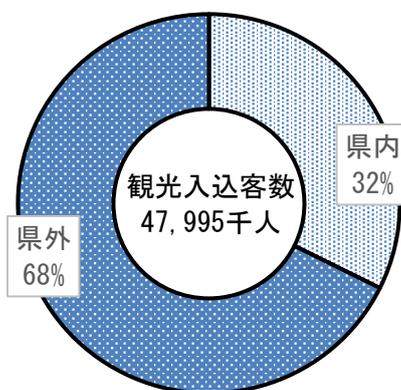
図3 産業別従業者数の構成比



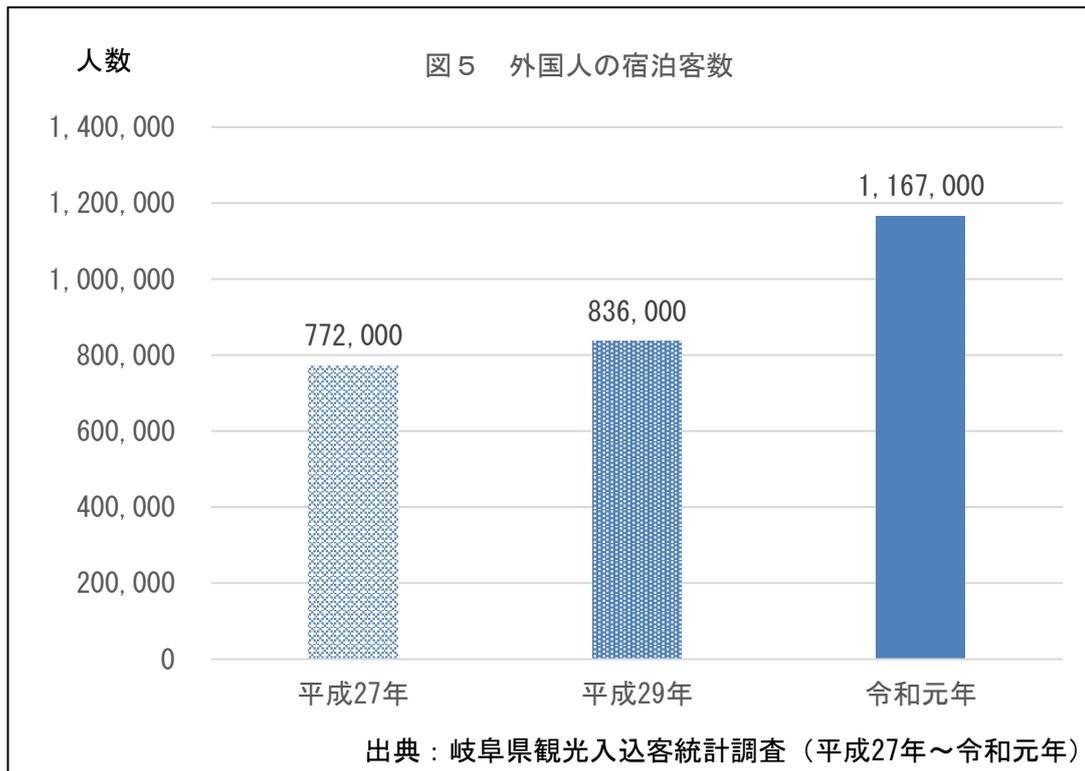
出典：令和3年経済センサス活動調査

本県には、ユネスコ世界文化遺産「白川郷の合掌造り集落」、ユネスコ無形文化遺産「本美濃紙（和紙：日本の手漉和紙技術）」・「高山祭の屋台行事、古川祭の起し太鼓・屋台行事、大垣祭の軸行事（山・鉦・屋台行事）」・「郡上踊、寒水の掛踊（風流踊）」、世界農業遺産「清流長良川の鮎」といった世界に誇る遺産のほか、世界三大古戦場の一つである「関ヶ原古戦場」、国の重要無形民俗文化財の「長良川の鵜飼漁の技術」、日本三名泉の「下呂温泉」、本県独自の認定制度「NEXT GIFU HERITAGE～岐阜未来遺産～＊1」に認定された「飛騨小坂～自然のめぐみを体験、滝めぐり、湯めぐり～」、「恵那岩村の山城・城下町と農村景観めぐり」など、豊富な観光資源を有する。新型コロナウイルス感染症の流行前である令和元年の観光入込客数（実人数）は4,799万5千人（図4）であり、県外からの観光入込客数は約7割を占める。また、外国人の宿泊客数（図5）は平成27年には、77万2千人であったが、令和元年には、116万7千人と約51%増加しており、これら観光資源を活かした観光関連産業は、地域の雇用経済を支えている。

図4 居住地別観光入込客数



出典：令和元年岐阜県観光入込客統計調査



一方、本県には古くから受け継がれてきた伝統的な技術や技法を使って日本の文化や生活に根ざす製品を作り出す伝統産業が数多く残っている。例えば、「飛騨の家具」、「飛騨一位一刀彫」、「飛騨春慶」、「美濃焼」、「関の刃物」、「美濃和紙」（いずれも地域団体商標登録）など現在も各種伝統産業として残っている。また、これらの産業が各地域の立地条件を活かし地場産業として集積している。

＊1 「NEXT GIFU HERITAGE～岐阜未来遺産～」

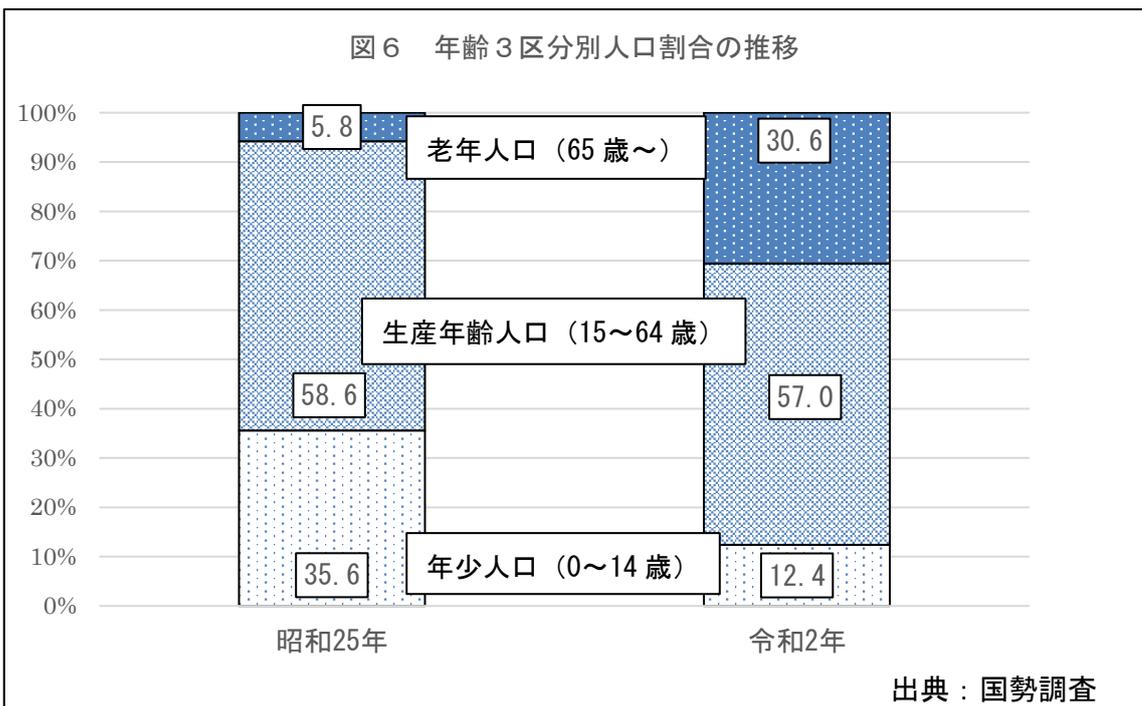
岐阜県では、持続可能な観光の国際指標を取り入れた認定基準により、本県の持続可能な観光の先進的取組みであり、世界から選ばれる旅先となることが期待できる観光プログラムを「NEXT GIFU HERITAGE～岐阜未来遺産～」として認定している。令和5年6月現在2件を認定している。

エ 人口分布

人口分布の状況としては、平成27年の国勢調査時人口は2,031,903人（当促進区域合計）であったが、その後5年間で53,161人減少し、1,978,742人（出典：令和2年国勢調査）となっている。年齢3区分別に人口に占める割合（図6）をみると、令和2年は、年少人口（15歳未満）は12.4%、生産年齢人口（15～64歳）は57%、老年人口（65歳以上）は30.6%となった。第1次ベビーブーム（昭和22年～24年）世代が年少人口に含まれていた昭和25年と比較すると、年少人口は23.2ポイント低下し、老年人口は24.8ポイント上昇した。

令和4年においても、出生数11,811人（当促進区域合計、出典：令和4年岐阜県人口動態統計調査）に対し、死亡数が25,541人（当促進区域合計（出典：同上））となっており、少子高齢化による自然減少が続いている。

図6 年齢3区分別人口割合の推移



2 地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標

(1) 目指すべき地域の将来像の概略

本県の製造業の割合（売上高）は約 30%（出典：令和 3 年経済センサス活動調査）あり、特に従業者数の産業別特化係数（産業別の構成比において全国を 1 とした場合の岐阜県の数値）においては製造業が 1.63（令和 3 年経済センサス活動調査）と高い値になっており、製造業中心の産業構造である。航空宇宙、自動車、食品、電子部品・デバイス、ヘルスケア、工作機械、プラスチック製品、食料品、窯業・土石製品、金属製品、生産用機械器具、電気機械器具、パルプ・紙・紙加工品、などの様々な業種の製造業企業が集積している。

このため本県では、「岐阜県経済・雇用再生戦略」を策定し、製造業等を中心とした戦略的な企業誘致・工場用地開発を推進している。加えて急速に進む社会・経済構造の変化への対応に向け、デジタルを活用した新しいビジネスモデルの創出、デジタル社会に対応した人材の育成・確保、デジタル技術活用の裾野拡大・デジタル産業の強化等にも取り組んでいる。

今後、本県における前述の製造業の集積を生かし、物流等の関連産業を含めて、成長性の高い事業への参入を後押しするとともに、デジタル技術を活用した生産性改革（DX）をすすめ、質の高い雇用の創出を行う。

また、卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業の割合（売上高）も約 31%（出典：令和 3 年経済センサス活動調査）と大きく、ユネスコ世界文化遺産「白川郷の合掌造り集落」、ユネスコ無形文化遺産「本美濃紙（和紙：日本の手漉和紙技術）」・「高山祭の屋台行事、古川祭の起し太鼓・屋台行事、大垣祭の軸行事（山・鉦・屋台行事）」・「郡上踊、寒水の掛踊（風流踊）」、世界農業遺産「清流長良川の鮎」といった世界に誇る遺産のほか、世界三大古戦場の一つである「関ヶ原古戦場」、国の重要無形民俗文化財の「長良川の鵜飼漁の技術」、日本三名泉の「下呂温泉」、本県独自の認定制度「NEXT GIFU HERITAGE～岐阜未来遺産～」に認定された「飛騨小坂～自然のめぐみを体験、滝めぐり、湯めぐり～」、「恵那岩村の山城・城下町と農村景観めぐり」など、豊富な観光資源を有し、区域内の観光入込客数（実人数）は 3,841 万 6 千人（出典：令和 3 年岐阜県観光入込客統計調査）となっている。これらの観光資源を活用した観光関連産業も重要な位置を占めていることから、宿泊施設のキャパシティや観光施設の充実を図る等、観光産業の育成に努め、付加価値の創出を図る。

(2) 経済的効果の目標

1 件あたり平均約 4.5 億円の付加価値額を創出する地域経済牽引事業を 78 件創出し、これらの地域経済牽引事業が当促進区域で 1.32 倍の波及効果をあたえ、約 463.3 億円の付加価値創出を目指す。

また、KPI として、地域経済牽引事業の平均付加価値額、地域経済牽引事業の新規事業件数を設定する。

【経済的効果の目標】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業による付加価値創出額	20,129 百万円 (34 件)	46,332 百万円	230.2%

【5（3）で指定する業種の経済的効果の目標（指定する業種ごと）】

付加価値額	現状	計画終了後	増加率
業種：食料品製造業	83,551 百万円	107,722 百万円	128.93%
業種：プラスチック製品製造業	105,190 百万円	135,621 百万円	128.93%
業種：はん用機械器具製造業	75,727 百万円	97,635 百万円	128.93%

(算定根拠（指定する業種ごと）)

※現状の付加価値額は、それぞれ令和3年経済センサス活動調査のものとした。計画終了後の付加価値額は、岐阜県経済・雇用再生戦略に定められている「従業員1人当たりの付価値額」の目標値からそれぞれ算出した。(現状：令和2年 985 万円／目標値：令和9年 1,270 万円 (128.93%))

【任意記載のKPI】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業の平均付加価値額	448,509 千円 (34 件)	450,000 千円	100.3%
地域経済牽引事業の新規事業件数	82 件 (H30.1～R5.3)	78 件 (R6.4～R11.3)	95.1%

※ 本基本計画の旧計画にあたる4計画（「岐阜・西濃地域基本計画」「岐阜・中濃地域基本計画」「東濃・中濃地域基本計画」「飛騨・郡上地域基本計画」）の地域経済牽引事業における実績値（R5.9.1 時点）を付加価値創出額・平均付加価値額の現状値とした。また旧計画策定（国同意）後から令和5年度末までの地域経済牽引事業の承認件数を事業件数の現状値とした。これらの現状値をベースに付加価値創出額・平均付加価値額・事業件数の計画終了後目標値を新基本計画期間5年（R6.4～R11.3）で設定。

3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

本基本計画において、地域経済牽引事業とは、以下の（1）から（3）の要件を全て満たす事業をいう。

（1）地域の特性の活用

「5 地域経済牽引事業の促進にあたって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」において記載する地域の特性及びその活用戦略に沿った事業であること。

（2）高い付加価値の創出

事業計画期間を通じた地域経済事業による付加価値増加分が、4,248 万円（岐阜県の1事業所あたり平均付加価値額（出典：令和3年経済センサス活動調査）を上回ること。

（3）地域の事業者に対する相当の経済的効果

事業計画期間を通じた地域経済牽引事業の実施により、当促進区域において、以下のいずれかの効果が見込まれること。

- ① 促進区域に所在する事業者の売上げが開始年度比で 15%増加すること。
- ② 促進区域に所在する事業者の雇用者数が開始年度比で 4%あるいは 5 名以上増加すること。
- ③ 促進区域に所在する事業者の雇用者給与等支給額が開始年度比で 10%増加すること。

なお、(2)(3)については、地域経済県事業計画の計画期間が 5 年の場合を想定しており、それよりも計画期間が短い場合は、計画期間で按分した値とする。

4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域（重点促進区域）を定める場合にあっては、その区域

※別冊に記載

5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項

(1) 地域の特性及びその活用戦略

- ① 岐阜県内の航空宇宙産業、自動車等の輸送用機械器具製造業の産業集積を活用した成長ものづくり
- ② 岐阜県内の伝統産業・地場産業等の集積を活用した成長ものづくり
- ③ 岐阜県内の特産物を活用した食品関連事業
- ④ 岐阜県内のデジタル技術に関する産業支援、人材育成機能等を有するソフトピアジャパン、テクノプラザの知見を活用した成長ものづくり・デジタル関連産業
- ⑤ 岐阜県内における名神高速道路、中央、東海北陸、東海環状自動車道及びリニア中央新幹線などの交通インフラを活用した成長ものづくり・物流産業
- ⑥ 岐阜県内の豊富な観光資源（世界遺産、岐阜未来遺産など）を活用した観光

(2) 選定の理由

- ① 岐阜県内の航空宇宙産業、自動車等の輸送用機械器具製造業の産業集積を活用した成長ものづくり

本県における輸送用機械器具製造業の製造品出荷額は、10 年前に比べると約 181%（令和元年出荷額 1,157,751 百万円、平成 21 年出荷額 639,407 百万円 出典：令和 2 年工業統計）と大きく伸びており、従業者についても全製造業の約 16.6%（33,848 人／202,938 人、出典：令和 2 年工業統計）と最も高いシェアを占めており、集積が進んでいる。航空宇宙産業では、川崎重工業株式会社岐阜工場をはじめ、機体メーカーを下支えする関連部品メーカーが多数集積していると同時に、本県は、アジア No. 1 航空宇宙産業クラスター形成特区に国から指定されている。（欧米先進区域と肩をならべ、アジア等新興国の追随を許さない航空宇宙産業の一大集積

地の形成を図るため、総合特別区域法に基づき国から指定を受けたものである。）

自動車産業でも、トヨタ系車体メーカーが立地しており、その取引企業等、自動車をはじめとする輸送用機械器具に係る集積がなされている。次世代ものづくりの基盤となる次世代金型やCFRP（炭素繊維強化プラスチック）等の新技術開発の波及に関連深い企業も立地しており、これらの新技術開発を積極的に促し、輸送用機械器具製造業の集積を活用することで、本県に集積する、自動車、機械、電気、部品、素材といった幅広いモノづくり分野における企業の付加価値の向上に繋げる。

② 岐阜県内の伝統産業・地場産業等の集積を活用した成長ものづくり

本県には、「飛騨の家具」、「飛騨一位一刀彫」、「飛騨春慶」、「美濃焼」、「関の刃物」、「美濃和紙」（いずれも地域団体商標登録）など現在も各種伝統産業として残っている。また、これらの産業が各地域の立地条件を活かし地場産業として集積している。

例えば、曲木などの技術が根付く「飛騨の家具」に代表される木製家具製造業は、飛騨地方において集積しており、家具・装備品製造業の出荷額は107,402百万円で日本では第5位の出荷額となっている。（出典：令和2年工業統計）

また、「美濃焼」が生産される東濃地方は、国内最大の陶磁器産地とされ、その出荷額シェアは、和食器の約43%、洋食器の約70%を占めいずれも全国1位（出典：令和2年工業統計）である。また、内装タイルでも約78%のシェアを占め、同じく全国1位である。（出典：令和2年工業統計）この地方では、陶磁器産業等の窯業・土石製品製造業が集積し、出荷額ベースで385,001百万円となり、製造業全体の出荷額に占める割合も6.5%で全国平均（2.4%）と比較しても窯業・土石製品の構成比が高い。（出典：令和2年工業統計）近年は、国内だけでなく、海外に対しても美濃焼の魅力を広く発信していくことを目標に「セラミックバレー構想」により、美濃の焼きものと文化をリブランディングし、産業・地域を活性化する取組みが行われている。

「関の刃物」が生産される中濃地方は、古くは南北朝時代から刃物の有名な産地で基本的には分業体制の中で刃物を製造しており、地域の産業の集積規模が大きいのが特徴である。利器工匠具・手道具製造業（包丁、ナイフ、はさみ等）の製造品出荷額は44,093百万円で本県が全国の約50%を占めている。（出典：令和2年工業統計）

「美濃和紙」は、奈良の正倉院に美濃国で漉かれた702年の戸籍用紙が所蔵されており、日本最古の紙とされ1300年の歴史を持つ。中でも、厳選した素材で手漉きされる「本美濃紙」の技術は、平成26年ユネスコ無形文化遺産に登録され、国宝級の古文書や絵画の修繕に使用されている。県内のパルプ・紙・紙加工品製造業は、水資源の豊かな長良川・木曾川の2つの流域に集積している。長良川中下流域（岐阜・中濃地方）は、前述の「美濃和紙」の伝統を汲む機械すき和紙製造業や家庭紙・特殊紙・加工紙などを製造する企業が集積している。また、木曾川流域（中濃・東濃地方）は大手製紙工場が立地するとともに、日本の産業経済の進展に伴う新たな紙需要に対応してきた洋紙や段ボールなどの板紙製造業が集積している。県内のパルプ・紙・紙加工品製造業の製造品出荷額は224,785百万円で県内製造業全体では、約3.8%を占め、全国10位となっている。（出典：令和2年工業統計）

そうした県内における産業集積を活用し、今後成長が期待される成長ものづくり分野におい

て、そこからもたらされる様々な取組みの裾野を広げていくことにより、地域経済の活性化、地域における雇用の創出などに寄与していくことを目指す。

③ 岐阜県内の特産物を活用した食品関連事業

県内では、豊かな自然と恵まれた水資源により、各地域で多くの特産物が生み出されている。例えば、岐阜県を代表するブランド米となっている「ハツシモ」（令和4年産品種別作付面積割合では、ハツシモが38%となっている）を使った米粉や、西濃地方の地下水を活用した水まんじゅう等、多岐にわたって様々な食料品製造業が存在している。

その他にも飛騨牛・郡上鮎・美濃白川茶・栗きんとん（いずれも地域団体商標登録）等の特産物があり、特産物を活用した6次産業化を進める動きも活発化しており、「六次産業化・地産地消法」に基づく県内の認定事業計画は101件となっている。（令和5年7月31日現在）

食料品製造業は出荷額ベースで378,424百万円となり、製造業全体の出荷額に占める割合も6.4%を占めている。（出典：令和2年工業統計）10年前に比べると製造品出荷額は約133%（378,424百万円/284,407百万円 出典：工業統計）と大きく伸びている。上記等の魅力ある地域の特産品を活用し、他業種連携、付加価値の高い製品の開発、6次産業化等により裾野を広げていくような地域経済牽引事業を創出し、地域経済の活性化、地域における雇用の創出などを行う。

④ 岐阜県内のデジタル技術に関する産業支援、人材育成機能等を有するソフトピアジャパン、テクノプラザの知見を活用した成長ものづくり・デジタル関連産業

本県におけるデジタル関連産業（情報通信業）は事業所数324、従業者数4,536人、売上金額114,838百万円（出典：令和3年経済センサス活動調査）となっており、5年前に比べると事業所数は約136%、従業者数約125%、売上金額約184%（出典：平成28年経済センサス活動調査）と大幅に伸びており、デジタル関連産業（情報通信業）の集積が進んでいる。こうしたデジタル関連企業の集積や優れた情報基盤を生かして、地域産業の高度化を担う人材の育成・供給拠点であるソフトピアジャパン*2がある。ソフトピアジャパンは、県内産業の生産性向上や、新商品・技術開発、付加価値向上への支援並びにDXの知識とノウハウを持った人材の育成に取り組んでいる。

また「岐阜県DX推進コンソーシアム」では、産学官連携のもと、企業が実施する実証事業の支援や先進事例の調査、講演会・セミナーによるDX推進を図っている。

さらに「スマート経営応援隊」は県内企業に対するIT・IoTを活用した経営力強化の支援を通じ、DXを推進している。業務の見える化・改善、データを活用した生産性向上や営業戦略、技術伝承、省人化・自動化など、企業の様々な課題解決に向け、伴走支援を行っている。

一方、県内に立地するテクノプラザ*3は、製造業・ものづくり企業のDXやデジタル化を支援するため、県内企業が開発したデジタル技術、各種サポートメニューなどを展示し、情報発信を行っている。また、製造業・ものづくり企業等で構成するワーキンググループの運営を支援し、ローカル5G実証環境を利用し、スマート工場やロボットの自動操作といった、先進的なデジタル技術を活用したDXの実践や新ビジネスの創出を後押ししている。

これらの拠点、組織及び人材育成拠点を活用した、県内のものづくり産業やデジタル関連産

業などのさらなる集積と拡充を目指すことで、地域経済の活性化、地域における雇用の創出などにも寄与させていく。

* 2 ソフトピアジャパン

岐阜県の進める、情報産業を育成、振興、集積するための中核拠点。

ソフトピアジャパンエリアの I T 関連企業の集積や優れた情報基盤を生かして、地域産業の高度化を担う人材を育成・供給している。また、I T による生産性向上や商品の競争力向上を目指した産業の情報化と、これを支える情報サービス業の振興を通じ、県内産業の活性化を図っている。

* 3 テクノプラザ

ものづくり企業のほか航空宇宙など成長産業分野等の開発支援機関、産業人材育成機関が集積するものづくり産業の総合支援拠点。

テクノプラザものづくり支援センター本館は、県有施設と第三セクター（株式会社 V R テクノセンター）の所有施設からなる合築施設で、ものづくり企業の開発を支援する様々な機関が入居するほか、貸オフィスによるものづくり産業などのスタートアップ企業等の集積、産学官の交流及び企業等の活動の場を提供している。

また、第一別館では、D X、ロボット技術の活用、航空機部材の製造・検査、医療・福祉機器開発等、先進技術の活用や成長産業向けの研修等を実施しており、ものづくり産業の次世代を担う人材育成等を支援している。

⑤ 岐阜県内における名神高速道路、中央、東海北陸、東海環状自動車道及びリニア中央新幹線などの交通インフラを活用した成長ものづくり・物流産業

本県は日本の真ん中に位置し、東海環状自動車道や東海北陸自動車道の整備が進み、県内を横断する名神高速道路、中央自動車道と併せた広域アクセスが充実している。

名神高速道路は、愛知県小牧市から県内を横断し兵庫県西宮市を結ぶ高速自動車国道であり、愛知県まで約 40 k m で 30 分（岐阜羽島インターチェンジ～名古屋インターチェンジ）、大阪府まで約 160 k m で 2 時間（岐阜羽島インターチェンジ～なんばインターチェンジ）。一方、中央自動車道は愛知県小牧市から県内を横断し東京都杉並区を結ぶ高速自動車国道であり、東京都まで約 260 k m で 3 時間 20 分（中津川インターチェンジ～八王子インターチェンジ）で結んでおり首都圏・関西圏へのアクセスも良好である。

東海北陸自動車道は、愛知県一宮市から県内を縦断し、富山県砺波市を結ぶ高速自動車国道であり、本道により結ばれる愛知県、富山県にはそれぞれ国際拠点港湾である名古屋港（距離約 46km、約 50 分）、伏木富山港（距離約 200km、約 170 分）があり、輸出入にも利便性が高い地域であるといえる。

東海環状自動車道は、愛知、岐阜、三重県を名古屋市の周辺 30～40 k m 圏を結ぶ総延長約 150 k m（未開通部分あり）の環状自動車道であり、県内に孤を描いて縦横断している。本道の東回り区間が愛知県豊田市から岐阜県関市を結びすでに通行可能になっており、愛知県三河地方に多く立地する輸送用機械器具製造企業の県内立地に繋がっている。さらに西回り区間において

も順次整備が進められており、直近では令和7年8月30日に本巣インターチェンジから大野神戸インターチェンジまでの約7kmの区間が開通したところである。今後、西回り区間が全通された際には、さらに利便性が高くなるといえる。

令和4年の工場立地動向調査の結果によると、岐阜県西濃地方の工場立地件数は、18件と岐阜県全体の約1/3を占め、他地域と比べると最も高くなっており、東海環状自動車道の西回り区間の延伸が影響していると考えられる。(開通時期未定、工程精査中)

また令和9年以降の開業を目指すリニア中央新幹線は、東美濃地域を横断する予定であり、リニア岐阜県駅(仮称)及び車両基地(工場)が中津川市に設置される計画となっている。これに伴って関連企業等の立地が進むことも期待される。

県内製造業の産業別構成は、製造品出荷額の多い業種から順に1位「輸送用機械器具製造業」(19.6%)、2位「プラスチック製品製造業」(9.0%)、3位「生産用機械器具製造業」(8.7%)、4位「金属製品製造業」(8.3%)、5位「窯業・土石製品製造業」(6.5%)、6位「食料品製造業」(6.4%) (出典：令和2年工業統計)となっており、交通インフラの結節点や周辺に、こうしたものづくり産業が集積している。交通インフラの利便性を活用した各種製造業企業の地域経済牽引事業を促進することにより、ものづくり産業の振興も含め地域経済の活性化を目指す。

さらに、これらの交通インフラにより、国際拠点港湾である名古屋港(愛知県)、四日市港(三重県)、伏木富山港(富山県)や、国際拠点空港である中部国際空港(愛知県)が結ばれており、さらに本県には、貨物の内陸通関ができるインランド・デポ(保税物流基地)を実施している企業が4社あり、輸出入にも利便性が高い地域である。

こうしたことに加え、交通インフラの結節点や周辺に集積する製造業に関連した物流の需要も高く、東濃地方では既にインターネット通販大手の物流拠点が立地しており、今後これら交通インフラの好条件のもと、物流関連企業のさらなる集積を図りつつ、道路貨物運送業、運輸に付随するサービス業といった物流分野への支援を通じて、地域経済牽引事業を促進し、地域経済の活性化、地域における雇用の創出に寄与することを目指す。

⑥ 岐阜県内の豊富な観光資源(世界遺産、岐阜未来遺産など)を活用した観光

岐阜県では、商工労働政策の基本方針「岐阜県経済・雇用再生戦略」(令和5年3月策定)において「世界に選ばれる持続可能な観光地域プロジェクト」を掲げ、新型コロナウイルス感染症により、深刻な影響をうけた県内観光産業の早期回復を図り、改めて基幹産業化に向けた取組みを進めるべく、各種施策に取り組んでいる。

本県北部の飛騨地方には、ユネスコ世界文化遺産「白川郷の合掌造り集落」、ユネスコ無形文化遺産「高山祭の屋台行事、古川祭の起し太鼓・屋台行事」、飛騨高山や飛騨古川の古い町並み、日本三名泉の下呂温泉、露天風呂が魅力の奥飛騨温泉郷、新穂高ロープウェイ、乗鞍岳等に加え、岐阜未来遺産「飛騨小坂～自然のめぐみを体験、滝めぐり、湯めぐり～」がある。

本県中部の中濃地方では、長良川上流域として世界農業遺産「清流長良川の鮎」、ユネスコ無形文化遺産「郡上踊、寒水の掛踊(風流踊)」、「本美濃紙(和紙：日本の手漉和紙技術)」、本県東部の東濃地方では、中山道の宿場町「馬籠宿」、「美濃焼」の一大産地、「地歌舞伎と芝居小屋」等に加え岐阜未来遺産「恵那岩村の山城・城下町と農村景観めぐり」、本県西部の西濃地方では、ユネスコ無形文化遺産「大垣祭の軸行事」、ベルギーのワートルロー古戦場、アメリカのゲティ

スパーグ古戦場とあわせた世界三大古戦場である関ヶ原古戦場、孝子伝説の養老の滝を含めた養老公園、千代保稲荷神社、最後に本県南部の岐阜地方では、長良川温泉、織田信長公ゆかりの岐阜城等と本県には国内外の観光客を魅了する豊富な観光資源を有している。

これら観光資源を活かした観光関連産業は、生産誘発額は2,502億70百万円、就業誘発効果は22,471人（出典：令和3年岐阜県観光入込客統計調査）と、県内の雇用・経済を支えており、その効果は宿泊業や飲食業、運輸業にとどまらずその他の幅広い分野への好影響が期待される。

このことから、観光資源を活用した宿泊施設支援をはじめ、周遊ルートの整備、飲食店、商業施設、体験施設等に関する需要に対応するための受入環境整備などを行い、交流人口の拡大を図り、地域の活性化につなげていく。

(3) 地域経済の成長発展に特に資するものとして指定する業種

- ① 食料品製造業
- ② プラスチック製品製造業
- ③ はん用機械器具製造業

(4) 指定の理由

① 食料品製造業

本県では豊かな自然と恵まれた水資源により多くの特産物が生み出されている。例えば、岐阜県を代表するブランド米となっている「ハツシモ」（令和4年産品種別作付面積割合では、ハツシモが38%となっている）を使った米粉や、西濃地方の地下水を活用した水まんじゅう等、多岐にわたって様々な食料品製造業が存在している。

食料品製造業の製造品出荷額は378,424百万円であり、製造業全体の出荷額に占める割合は6.4%である（出典：令和2年工業統計）。

また、製造品出荷額は10年前（令和元年：平成21年）に比べて約133%（378,424百万円／284,407百万円 出典：令和2年工業統計）、付加価値額は5年前（令和3年：平成28年）に比べて約141%（83,551百万円／59,356百万円 出典：令和3年経済センサス）と、それぞれ大きく伸びている。

食料品製造業は、経済変動に強い内需型産業として、「岐阜県経済・雇用再生戦略」で成長産業に位置付けられており、地域経済の成長発展に特に資するものとして指定する。

② プラスチック製品製造業

岐阜県は、古くから受け継がれる職人の技と、最先端の技術が融合する「ものづくりの県」であり、地域に根ざした地場産業の振興に力を入れ、全国に誇る高品質な製品を生み出し続けている。

プラスチック製品製造業は、本県のものづくり産業の中核を担う分野の一つであり、自動車部品、電気・電子機器、包装資材、日用品等、多岐にわたる分野において不可欠な役割を果たしている産業である。

プラスチック製品製造業の製造品出荷額は531,327百万円であり、輸送用機械器具製造業に次いで県内第2位、製造業全体の出荷額に占める割合は9.0%である（出典：令和2年工業統計）。

また、製造品出荷額は10年前（令和元年：平成21年）に比べて約141%（531,327百万円／

375,779 百万円 出典：令和 2 年工業統計)、付加価値額は 5 年前 (令和 3 年：平成 28 年) に比べて約 123% (105,190 百万円/85,244 百万円 出典：令和 3 年経済センサス) と、それぞれ大きく伸びている。

プラスチック製品製造業は、製造品出荷額・付加価値額の両面から見ても、岐阜県の「ものづくり」を支える主力産業であり、岐阜県経済・雇用再生戦略においても、地場産業の持続可能な発展に向けて支援していることから、地域経済の成長発展に特に資するものとして指定する。

③ はん用機械器具製造業

はん用機械器具製造業においても、本県のものづくり産業の中核を担う分野の一つであり、山県市における水栓バルブ製造業など、地域経済を支える基幹産業として重要な役割を果たしている産業である。

はん用機械器具製造業の製造品出荷額は 338,134 百万円であり、製造業全体の出荷額に占める割合は 5.7% である (出典：令和 2 年工業統計)。

また、製造品出荷額は 10 年前 (令和元年：平成 21 年) に比べて約 132% (338,134 百万円/257,215 百万円 出典：令和 2 年工業統計)、付加価値額は 5 年前 (令和 3 年：平成 28 年) に比べて約 118% (75,727 百万円/64,081 百万円 出典：令和 3 年経済センサス) と、それぞれ大きく伸びている。

はん用機械器具製造業は、製造品出荷額・付加価値額の両面から見ても、岐阜県の「ものづくり」を支える主力産業であり、岐阜県経済・雇用再生戦略においても、地場産業の持続可能な発展に向けて支援しているから、地域経済の成長発展に特に資するものとして指定する。

6 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、公共データの民間公開の推進その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

(1) 総論

地域の特性を生かして、「5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」に記載した産業分野の振興のためには、地域の事業者及び新たに当該地域に立地する事業者のニーズをしっかりと把握し、適切に事業環境の整備を行っていく必要がある。

各種事業環境整備にあたっては、県内経済団体、各種組合、企業と意見交換を行い、事業者ニーズを踏まえた「岐阜県経済・雇用再生戦略」(令和 5 年 3 月策定) を踏まえるとともに、国の支援策・県市町村の事業も併せて活用し、積極的な対応で事業コストの低減や本県にしかない強みを創出する。

(2) 制度の整備に関する事項

① 企業立地に関する補助金 (岐阜県企業立地促進事業補助金等)

工場や本社機能、研究所、物流施設について県や市町村では新規誘致のみならず、既存企業の増設に対しても、その規模に応じた助成制度を適用している。

② 固定資産税の減免措置の創設

活発な設備投資が実施されるよう、一定の条件を課した上で、固定資産税の減免措置に関する条例を制定する。(16市町条例施行(令和5年6月30日現在))

③ 融資制度の整備

岐阜県中小企業資金融資制度において、地域経済牽引事業計画の承認を受けた事業者を融資対象とした融資制度を整備している。(地域未来投資支援資金)

④ 地方創生関係施策

令和6年度～令和10年度のデジタル田園都市国家構想交付金を活用し、

- ① 岐阜県内の航空宇宙産業、自動車等の輸送用機械器具製造業の産業集積を活用した成長ものづくり
- ② 岐阜県内の伝統産業・地場産業等の集積を活用した成長ものづくり
- ③ 岐阜県内の特産物を活用した食品関連事業
- ④ 岐阜県内の情報科学技術に関する産業支援、人材育成機能等を有するソフトピアジャパン、テクノプラザの知見を活用した成長ものづくり・デジタル関連産業
- ⑤ 岐阜県内における名神高速道路、中央、東海北陸、東海環状自動車道及びリニア中央新幹線などの交通インフラを活用した成長ものづくり・物流産業
- ⑥ 岐阜県内の豊富な観光資源(世界遺産、岐阜未来遺産など)を活用した観光において、設備投資支援による事業環境の整備や販路開拓の強化等を実施する予定。

(3) 情報処理の促進のための環境の整備(公共データの民間公開に関する事項等)

本県では、オープンデータの取組みを推進し、データ提供とデータ活用の好循環を加速化していくため、官民データ活用推進基本法に基づき、令和元年10月に「岐阜県官民データ活用推進計画」を策定。いつでも必要なデータを活用可能にオープンデータの拡充とデータ提供環境の整備を「岐阜県オープンデータカタログサイト」(データセット1,217件公開 令和5年3月31日現在)にて進めている。

(4) 事業者からの事業環境整備の提案への対応

① 相談窓口の設置

下記のとおり、岐阜県及び各市町村において事業者の抱える課題解決のための相談窓口を設置し、連携して対応する。

県・市町村	相談窓口の設置
岐阜県	企業誘致課
岐阜市	企業立地推進課
大垣市	産業振興室
高山市	雇用・産業創出課
多治見市	企業誘致課
関市	商工課
中津川市	工業課
美濃市	産業課

瑞浪市	商工観光課
羽島市	商工観光課
恵那市	商工課
美濃加茂市	商工観光課
土岐市	産業振興課
各務原市	商工振興課
可児市	商工振興課
山県市	まちづくり・企業支援課
瑞穂市	商工農政観光課
飛騨市	商工課
本巣市	商工観光課
郡上市	商工課
下呂市	商工課
海津市	商工振興・企業誘致課
岐南町	まちづくり推進課
笠松町	環境経済課
養老町	産業観光課
垂井町	産業課
関ヶ原町	地域振興課
神戸町	産業環境課
輪之内町	企画財政商工課
安八町	まちづくり推進課
揖斐川町	財政課（企業誘致推進室）
大野町	まちづくり推進課
池田町	建設部建設課
北方町	政策財政課
坂祝町	総務課
富加町	産業環境課
川辺町	産業環境課
七宗町	ふるさと振興課
八百津町	地域振興課
白川町	企画課
東白川村	産業振興課
御嵩町	企画課
白川村	産業課

(5) その他の事業環境整備に関する事項

- ① スタートアップへの支援（事業者の成長促進等）

岐阜県では、スタートアップへの支援体制の強化に向けて、県内商工団体・国立大学法人東海国立大学機構岐阜大学・県内金融機関等の産学金官が連携した「ぎふスタートアップ支援コンソーシアム」が令和5年6月に設立された。

本計画に基づいて地域経済を牽引することが見込まれるスタートアップへの相談・支援などにおいて連携して取り組む。

② 人材確保に向けた支援（人材育成・確保支援）

岐阜県では、県内企業の人材確保を総合的に支援するために、平成29年に「岐阜県中小企業総合人材確保センター」を設置し、企業の採用力向上、人材獲得のチャンス創出、学生への魅力PR機会の提供などを通じて、企業の人材確保を支援している。

本計画に基づく地域経済牽引事業においては、多数の新規雇用が見込まれるため、センターとの連携を強化する。

また、各業界にて人手不足が厳しい状況にあり、人材確保、人材育成、人材定着に向けた取組を推進する。

③ 産業用地の確保に向けた支援（道路、港湾、空港等のインフラ整備との連携及び産業用地の確保支援）

岐阜県では、あつせん可能な工場用地等をドローンにより上空から撮影した映像を活用し、現地に行くことなく工場用地の紹介や立地環境等が確認できるよう、ホームページや冊子「企業立地ガイド岐阜」（動画サイトのQRコード掲載）を整備し情報発信を行っている。

本計画に基づく地域経済牽引事業における産業用地の確保支援において連携して取り組む。

④ DXの促進支援

岐阜県では、県内企業のDXを推進し企業が生産性向上や技術開発、新商品・新サービス創出することを目的に、県内企業・大学・公益財団法人ソフトピアジャパン等の産学官が連携した「岐阜県DX推進コンソーシアム」が令和5年4月に設置された。（岐阜県IoTコンソーシアムから名称変更）

本計画に基づく地域経済牽引事業のデジタル化やDXの促進において、生産性向上や新事業展開、人材育成などにおいて連携して取り組む。

(6) 実施スケジュール

取組事項	令和6年度 (初年度)	令和7～9年度	令和10年度 (最終年度)
【制度の整備】			
① 企業立地に関する補助金 (岐阜県企業立地促進事業 補助金等)	運用 ・工場、研究所、物 流施設、本社機能移 転等に対する助成	運用	運用
② 固定資産税の減免措置 (高山市、関市、中津川市、美 濃市、瑞浪市、恵那市、土岐 市、山県市、飛騨市、本巣市、 郡上市、下呂市、神戸町、安 八町、大野町、池田町、八百 津町) (3市町村整備検討中) 多治見市、川辺町、白川村	運用	運用	運用
③ 融資制度の整備	運用	運用	運用
④ 地方創生関係施策	適宜対応	適宜対応	適宜対応
【情報処理の促進のための環境整備（公共データの民間公開等）】			
① 岐阜県オープンカタログ データサイトの公開	運用	運用	運用
【事業者からの事業環境整備の提案への対応】			
① 相談窓口の設置	運用	運用	運用
【その他】			
① ぎふスタートアップ支援 コンソーシアムの設立	6月設立	運用	運用
② 岐阜県中小企業総合人材 確保センターの設置	運用	運用	運用
③ 岐阜県内のあっせん可能 な工場用地の情報発信	運用	運用	運用
④ 岐阜県DX推進コンソー シアムの設置	運用 (岐阜県IoTコン ソーシアム名称変 更)	運用	運用

7 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

(1) 支援の事業の方向性

当促進区域における地域経済牽引事業の促進にあたっては、岐阜県の産学官が連携して支援を行う。岐阜県が設置する、公益財団法人岐阜県産業経済振興センター、岐阜県産業技術総合センター、岐阜県セラミックス研究所、岐阜県生活技術研究所、岐阜県食品科学研究所、ソフトピアジャパン、テクノプラザ、岐阜県中小企業総合人材確保センター、さらには国立大学法人東海国立大学機構岐阜大学が連携して支援を行う。

このため、岐阜県及び当促進区域の市町村では、本基本計画に基づく地域経済牽引事業推進のための連携を密にし、調整を行う。

(2) 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法

① 公益財団法人岐阜県産業経済振興センター

本県の産業振興を目的に、販売促進・販路開拓、起業支援、新技術・新工法・新商品開発等による新事業創出、地場産業情報の収集提供等の支援事業を行っている。さらに、経営及び技術に関する相談機能も充実しており、よろず支援拠点コーディネーターやモノづくりコーディネーター等、幅広い専門家を配置し、あらゆる経営相談に対応する。

② 岐阜県産業技術総合センター

機械、金属、化学をはじめとする各分野から成長分野（航空機・次世代自動車など）まで、蓄積してきた保有技術の高度化と融合化を図り、また産学官の連携を密にして、効率的な研究開発と成果の技術移転に取り組むとともに、現場支援・技術相談・人材育成・情報提供等を通じて企業の技術向上を目指した技術支援を行う。

③ 岐阜県セラミックス研究所

地場における陶磁器業界の産業振興に役立つ課題や、将来有望な課題に対して、地場産業の振興、新産業創出を目指し、陶磁器産業のDX技術の展開、新技術の導入、異分野あるいは地域企業との連携を図りつつ、研究開発に取り組むとともに、中小企業の技術力や製品企画力向上のための技術相談、技術指導を行う。

④ 岐阜県生活技術研究所

生活技術研究所では、住宅建材や家具製品などの地場産業の振興を目的として、新材料・新製品の研究と技術支援を実施する。

具体的には、材料開発分野において、木質系材料の加工技術や評価技術を基盤とした研究を、また、製品企画分野においては、木製家具において蓄積した人間工学的評価を基盤として、福祉用具やその他の生活製品に対しても研究の幅を広げ、「産学官＋民」が連携して、先進的かつ効率的に進めることにより技術移転を行う。

⑤ 岐阜県食品科学研究所

ライフサイエンス分野（医薬獣農工）の一大クラスターを形成している岐阜大学エリア内の中

心に位置し、学官が一丸となって食品化学分野に関する先端的な研究開発や企業の新製品開発等を促進するとともに、地域食材等を活かした研究開発、人材育成等を行い、地域の食品産業及び関連企業等の支援を行う。

⑥ 国立大学法人東海国立大学機構岐阜大学

岐阜大学においては、産業界や企業支援機関との連携について学内に学術研究・産官学連携推進本部を設置し、総合的に実施している。同本部では、新技術開発や生産技術の改善、知的財産マネジメント、共同研究等の情報提供などを行う。

⑦ 株式会社日本政策金融公庫（岐阜支店・多治見支店）

日本政策金融公庫において取り組んでいる中小企業向けの支援施策（貸付けや情報提供など）を最大限に活用して、地域経済牽引事業計画実施企業を支援していく。

⑧ ソフトピアジャパン

岐阜県の進める、情報産業を育成、振興、集積するための中核拠点。

拠点としてのソフトピアジャパンを中心に、(公財) ソフトピアジャパンがIT関連企業の集積や優れた情報基盤を生かして、地域産業の高度化を担う人材を育成・供給している。また、ITやIoTによる生産性向上や商品の競争力向上の支援を通じ、DXを促進している。

⑨ テクノプラザ

ものづくり企業のほか航空宇宙など成長産業分野等の開発支援機関、産業人材育成機関が集積するものづくり産業の総合支援拠点。

テクノプラザものづくり支援センター本館は、県有施設と第三セクター（株式会社VRテクノセンター）の所有施設からなる合築施設で、ものづくり企業の開発を支援する様々な機関が入居するほか、貸オフィスによるものづくり産業などのスタートアップ企業等の集積、産学官の交流及び企業等の活動の場を提供している。

また、第一別館では、DX、ロボット技術の活用、航空機部材の製造・検査、医療・福祉機器開発等、先進技術の活用や成長産業向けの研修等を実施しており、ものづくり産業の次世代を担う人材育成等を支援している。

⑩ 岐阜県中小企業総合人材確保センター

県内企業の人材確保を支援するために、企業の採用力向上や、人材確保の機会創出、学生への魅力PR機会の提供などを通じて、総合的に支援する。さらに、産学金官と連携し、県内大学の学生の県内企業への就職、定着を強力に支援する。

8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

(1) 環境の保全

新規開発を行う場合は周辺土地利用に鑑み、可能な限り自然環境に影響を与えないよう配慮し、環境関係法令の遵守や環境保全・環境負荷の低減に向けた十分な配慮を行い、事業活動において

は環境保全に配慮し、地域社会との調和を図っていくものとする。

特に大規模な地域経済牽引事業を行うこととなった場合には、事業活動等が住民の理解を得られるよう、必要に応じて、企業、行政が連携して住民説明会等を実施するなど、周辺住民の理解を求めていく。

また、廃棄物の軽減・リサイクルの積極的な推進や自然エネルギーの利活用等の温暖化対策について、必要な情報を提供するとともに、廃棄物の不法投棄を許さない環境づくりのための広報啓発活動を推進し、地域における環境等に対する規範意識の向上を目指す。

当促進区域は鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区、自然公園法に規定する国立公園（中部山岳、白山）、国定公園（揖斐関ヶ原養老、飛騨木曾川、）、及び県立自然公園（千本松原、揖斐、伊吹、奥長良川、恵那峡、胞山、裏木曾、土岐三国山、奥飛騨数河流葉、宇津江四十八滝、位山舟山、野麦、せせらぎ溪谷、天生、御嶽山）、環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、国内希少野生動植物種の生息（繁殖・越冬・渡り環境）・生息域等を含んでおり、当促進区域で地域経済牽引事業を実施する場合には、自然公園法や環境基本法等の関係法令を遵守し、自然環境や景観を損なわないようするとともに、これら多様な野生動植物の生息・生育に十分配慮し、希少種が確認された場合には、自然環境部局と十分調整を図りつつ、専門家の意見を聞くなどして、生息等への影響がないよう十分に配慮していく。

（2）安全な住民生活の保全

犯罪の起こりにくいまちづくりを推進し、県民が安全に安心して暮らせることができる社会の実現を図る。

特に、地域経済牽引事業の実施によって犯罪及び事故を増加させ、または地域の安全と平穏を害することのないよう、岐阜県及び当促進区域の市町村は次のことを推進または促進する。

- ・事業所付近で地域住民が犯罪被害にあわないように、防犯灯の設置等を進めること。
- ・道路、公園、事業所等における植栽の適切な配置及び剪定により、見通しを確保するほか、空き地等が夜間において地域住民に迷惑を及ぼす行為に利用されないよう、管理を徹底する等防犯に配慮した施設の整備及び管理をすること。
- ・交通事故を防止するために、歩道やガードレールを設置したり、歩道と車道を分離するなど交通安全施設の整備を進めること。
- ・警察、事業者及び地域住民と連携し、協働した防犯活動と地域住民に対する支援をすること。
- ・従業員の遵法意識の高揚と従業員、顧客等が犯罪の被害にあわないための指導をするよう事業者を促すこと。
- ・犯罪や事故の防止、地域の安全確保のために必要な経費等の援助に配慮をすること。
- ・外国人を雇用しようとする際には、旅券等により、個人を確認するとともに、当該外国人の就労資格の有無を確認する等、事業者が必要な措置を取るよう促すこと。
- ・事業者が地域経済牽引事業を実施する際には、必要に応じて地元説明会を行うなど地域と連携して事業を実施すること。
- ・事件又は事故の発生時における迅速な警察への連絡体制を整備するとともに、捜査へ協力をするよう事業者を促すこと。

- ・事業者が地域経済牽引事業を実施する際には、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律及び、岐阜県暴力団排除条例に則り、暴力団員等に不当な利益を得させることがないように、事業者を促すこと。

(3) その他

① P D C A体制の整備

毎年度定期的に、承認事業計画の進捗状況及び事業結果を調査し、基本計画の進捗状況をフォローアップする等のP D C Aサイクルを実施し、必要に応じて、基本計画の見直しを行う。

9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項

(1) 総論

重点促進区域の区域内においては、次のとおり農地及び市街化調整区域が存在しているため、これらの地域において地域経済牽引事業を実施する場合は、土地利用調整計画を策定する必要がある。

【重点促進区域1 柳津地域ものづくり産業等集積地】

(農地及び市街化調整区域)

岐阜市柳津町上佐波西 4 丁目 20～27 番、51～63 番、100～109 番、121～153 番、189 番、7 丁目 1～15 番、65～71 番、75～101 番、139～155 番、171 番、8 丁目 1～28 番、68～101 番、135～152 番、9 丁目 1～16 番、43～74 番、92～102 番、106 番、岐阜市柳津町高桑東 1 丁目 1～41 番、43 番

(地区内における公共施設整備の状況)

本区域は、概ね田畑などの圃場として利用されている。製造業の企業が立地する柳津地区ものづくり産業集積地、物流業や卸売業の企業が集積する岐阜流通業務団地に隣接している。また、近隣には商業施設も立地している。電気・上水道については整備されている。下水用処理は、合併処理浄化槽のエリアとなるが、下水道は近隣まで整備されている。公共施設については、新たに大規模な整備を行わずとも、既存の公共施設によって対応することが可能である。

(他計画との調和等)

本区域は、「岐阜都市計画区域マスタープラン」において、市街化調整区域であるため、工場機能の集積としての都市的土地利用の需要が見込まれる地区については、市街化区域への即時編入が難しいと認められ、周辺の市街化を促進するおそれがない場合に限り、市町村マスタープランで具体的な区域を定めた上で、地区計画等により、周辺の営農環境等に調和した秩序ある土地利用を検討することとしている。

「岐阜市都市計画マスタープラン」においては、広域道路ネットワークによる交通利便性、岐阜流通業務団地及び名神高速道路岐阜羽島インターチェンジへのアクセスを活かした産業集積を図る産業・流通の拠点と位置付けられており、流通業務機能などの効率化及び新たなものづくり産業などの集積に努めることとしている。また、岐阜市立地適正化計画においては、活力と魅力の向上を先導する拠点の一つとして、産業拠点区域としている。

「ものづくり産業等集積地計画」において、柳津地区ものづくり産業等集積地周辺を工場、物流施設等誘致の候補地域としている。製造業や物流業の企業を集積するため、令和5年12月に柳津町上佐波西第2地区地区計画の都市計画を決定し、約14.9ヘクタールの区域で企業誘致を実施した。その後、さらに複数の企業から工場や物流施設を立地したいとの要望が寄せられ、こうしたニーズを踏まえ、令和7年3月に地区計画の区域を約37.8ヘクタールまで拡大するための変更を行った。

本区域で実施する地域経済牽引事業は、産業集積や交通インフラといった地域の特性を活用して実施されるものであり、これらの計画の方針と調和したものである。

(地域内の遊休地等の状況等)

本重点促進区域内において、遊休地等は存在していない。今後、遊休地等が確認され、これらの地域において地域経済牽引事業を実施する場合は、これら遊休地等を優先的に活用することとする。

【重点促進区域2 三輪地域ものづくり産業等集積地】

(農地及び市街化調整区域)

岐阜市北野阿原 151-1～153、163-1～167-1

(地区内における公共施設整備の状況)

本区域は、概ね水田の圃場として利用されており、電気については整備されているが、下水処理は、合併処理浄化槽のエリアとなる。公共施設については、本区域まで上水道管を延長し、歩行者の安全を図るため、本区域の出入口となる橋を拡幅するとともに、市道の有効幅員を拡幅する予定である。

(他計画との調和等)

本区域を含む三輪地区について、「岐阜都市計画区域マスタープラン」においては、優れた立地特性を活かしながら、ものづくり産業拠点といった工業系土地利用を検討することとしている。

「岐阜市都市計画マスタープラン」においては、さらに、高規格道路へのアクセスを活かし、産業の拠点として、新たなものづくり産業などの集積を図ることとしている。

また、「ものづくり産業等集積地計画」においては、産業集積地を整備する上での有力な候補地として、製造業に限定せず柔軟に対応することとしている。

「岐阜都市計画区域マスタープラン」に沿って工業系土地利用を検討し、自然豊かな営農環境を維持しつつも、岐阜三輪スマートインターチェンジへの良好なアクセス、隣接する岐阜ファミリーパークとの相乗効果が期待できる、農産物の生産・加工・調理・販売を兼ねた農業6次産業化に関する産業集積を目指した開発を行うこととなった。

そのため、「岐阜市未来創生総合戦略」においては、農業6次産業化など新たな分野も含めたものづくり産業等の集積を目指すこととしている。

「岐阜県農業振興地域整備基本方針」においては、非農業的土地需要について、やむを得ず非農業的土地需要へ対応するため、農地転用を伴う農用地区域からの農地の除外を行う場合には、

市町村の振興に関する計画や都市計画等の土地利用計画との調整を図り、計画的な土地利用の確保に努めるものとしている。

本区域を含む三輪地区について、「岐阜市農業振興地域整備計画書」においては、三輪スマートインターチェンジの周辺において、農業の6次産業化に取り組む企業の誘致を推進することとしている。

実施する地域経済牽引事業は、工業系土地利用を含む農業6次産業化に関連した事業であり、自然豊かな営農環境や交通インフラの活用、隣接する岐阜ファミリーパークとの相乗効果といった地域の特性を活用して実施されるものであり、関連する計画の方針と調和したものである。

(地域内の遊休地等の状況等)

本重点促進区域内において、遊休地等は存在しない。今後、遊休地等が確認され、これらの地域において地域経済牽引事業を実施する場合は、これら遊休地等を優先的に活用することとする。

(2) 土地の農業上の利用との調整に関し必要な事項

土地利用調整区域への立地を想定していた事業者が立地を取りやめる、立地した事業者がその後すぐに撤退する等の事態が生じないように、具体的な立地ニーズや事業の見通しを踏まえて区域を設定する。なお、やむを得ず土地利用調整区域に農地を含める場合においては、市町村が土地利用調整区域を設定する際に、下記の方針により土地利用調整を行うこととする。

【重点促進区域1 柳津地域ものづくり産業等集積地】

① 農用地区域外での開発を優先すること

農用地区域外での開発を優先することとする。なお、本区域の面積は、約37.8ヘクタールであり、すべて農用地区域外であるが、第一種農地を多く含む区域である。

② 周辺の土地の農業上の効率的な利用に支障が生じないようにすること

本区域には集団的農地がある。やむを得ずこうした農地に土地利用調整区域を設定する場合は、高性能農業機械による営農に支障が生じないように集団的農地の中央部を避けるなど、農地の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないようにすることとする。なお、農業経営基盤強化促進法に基づく地域計画の区域内に他の用途の土地が介在することとなり、農地の利用の集積及び農用地の集団化に関する目標等の地域計画の達成に支障が生じないようにすることとする。また、小規模の開発行為がまとまりなく行われることにより、農業生産基盤整備事業の実施や農地中間管理事業等の農地流動化施策の推進への支障が生じないようにすることとする。

開発にあたっては、周辺農地に関連する農業水利施設に影響がないかを検討の上、必要な対策を講じることとする。また、地元の営農団体等との調整を行い、周辺農地の農業上の利用に支障が生じないようにすることとする。

③ 面積規模が最小限であること

やむを得ず農地において地域経済牽引事業の用に供する施設を整備する場合は、個別の施設について計画する事業内容に基づき立地ニーズを確認し、事業を行う上で必要最小限の面積を

その用に供することとする。

④ 面的整備を実施した地域を含めないこと

面的整備の対象農地については、工事が完了した年度の翌年度から起算して8年を経過していないものは、土地利用調整区域に含めないこととする。なお、本区域における面的整備は昭和30年代に実施されており、工事が完了した年度の翌年度から起算して8年を経過している。また、面的整備の計画はない。

⑤ 地域計画・農地中間管理機構関連の取組に支障が生じないようにすること

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)により、市街化区域等を除いた区域を対象に令和7年3月に地域計画を策定したが、本区域も対象となることから、農地の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないようにすることとする。

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項(同法第96条の4第1項において準用する場合を含む。)の規定により行う土地改良事業として農業者の費用負担を求めずに事業を実施した農地について、農地中間管理権の存続期間中は土地利用調整区域に含めないこと。また、農地中間管理機構関連事業を行う予定があることが公にされている農地についても、土地利用調整区域に含めないこととする。さらに、農地中間管理権の存続期間が満了した農地についても、上記①から③までの考え方にに基づき、やむを得ない場合でなければ土地利用調整区域に含めないこととする。

【重点促進区域2 三輪地域ものづくり産業等集積地】

① 農用地区域外での開発を優先すること

農用地区域外での開発を優先することとする。なお、本区域の面積は、約1ヘクタールであり、すべて農用地区域であるが、やむを得ず開発を行う場合は、まず周辺の農地以外の土地(例:農業用施設跡地や遊休地など)の活用を検討する。

② 周辺の土地の農業上の効率的な利用に支障が生じないようにすること

本区域には集团的農地がある。やむを得ずこうした農地に土地利用調整区域を設定する場合は、高性能農業機械による営農に支障が生じないように集团的農地の中央部を避けるなど、農地の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないようにすることとする。また、小規模の開発行為がまとまりなく行われることにより、農業生産基盤整備事業の実施や農地中間管理事業等の農地流動化施策の推進への支障が生じないようにすることとする。

開発にあたっては、周辺農地に関連する農業水利施設に影響がないかを検討の上、必要な対策を講じることとする。また、地元の営農団体等との調整を行い、周辺農地の農業上の利用に支障が生じないようにすることとする。

③ 面積規模が最小限であること

やむを得ず農地において地域経済牽引事業の用に供する施設を整備する場合は、個別の施設について計画する事業内容に基づいた立地ニーズを確認し、事業を行う上で必要最小限の面積

をその用に供することとする。

④ 面的整備を実施した地域を含めないこと

面的整備の対象農地については、工事完了年度の翌年度から起算して8年を経過していないものは、土地利用調整区域に含めないこととする。なお、本区域においては、面的整備から8年経過未満の農地は存在せず、今後、予定されている面的整備の計画はない。

⑤ 地域計画・農地中間管理機構関連の取組に支障が生じないようにすること

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)により、市街化区域等を除いた区域を対象に令和7年3月に地域計画を策定したが、本区域も対象となることから、農地の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないようにすることとする。

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項(同法第96条の4第1項において準用する場合を含む。)の規定により行う土地改良事業として農業者の費用負担を求めずに事業を実施した農地について、農地中間管理権の存続期間中は土地利用調整区域に含めないこと、また、農地中間管理機構関連事業を行う予定があることが公にされている農地についても、土地利用調整区域に含めないこととする。さらに、農地中間管理権の存続期間が満了した農地についても、上記①から③までの考え方にに基づき、やむを得ない場合でなければ土地利用調整区域に含めないこととする。

(3) 市街化調整区域における土地利用の調整に関し必要な事項

【重点促進区域1 柳津地域ものづくり産業等集積地】

(立地条件)

対象とする重点促進区域内の次の字を、地域における産業立地の促進のために必要と認められる区域として設定とする。(岐阜市柳津町上佐波西4丁目、7～9丁目、高桑東1丁目)

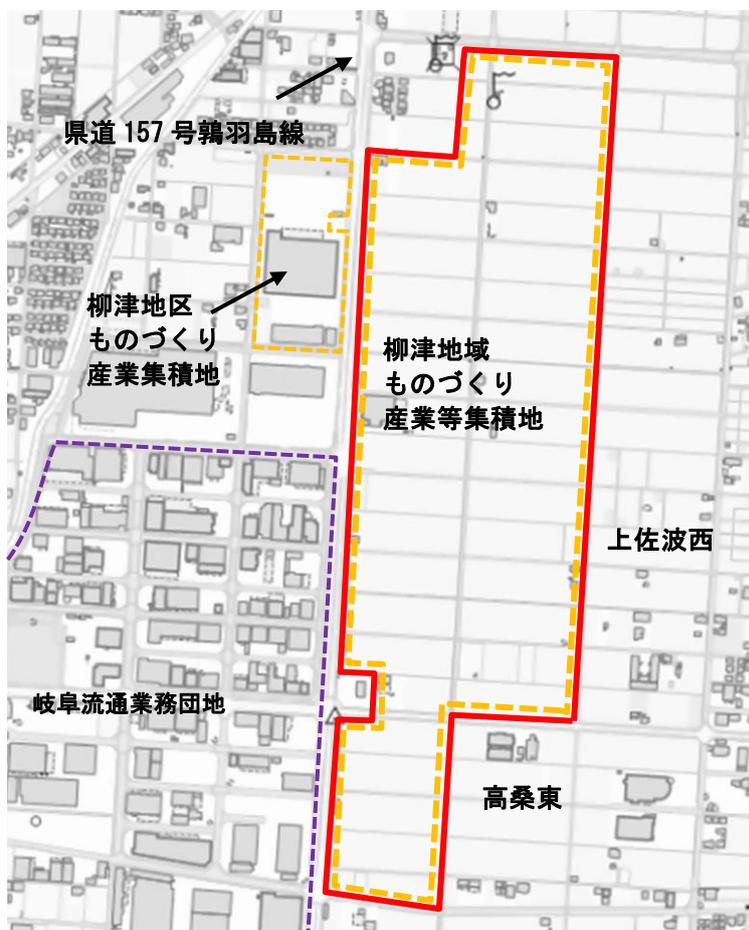
本区域は、国道21号、名神高速道路岐阜羽島インターチェンジへのアクセス道路となる幹線道路・県道157号鶉羽島線(片側2車線)に接している。国道21号藪田南5交差点から約2km、名神高速道路岐阜羽島インターチェンジから約8kmの距離にあり、交通インフラが充実している。また、製造業の企業が立地する柳津地区ものづくり産業集積地、卸売業・運輸業の企業が集積する岐阜流通業務団地に隣接している。「岐阜都市計画区域マスタープラン」において、市街化調整区域であるため、工場機能の集積としての都市的土地利用の需要が見込まれる地区については、市街化区域への即時編入が難しいと認められ、周辺の市街化を促進するおそれがない場合に限り、市町村マスタープランで具体的な区域を定めた上で、地区計画等により、周辺の営農環境等に調和した秩序ある土地利用を検討することとしている。

「岐阜市都市計画マスタープラン」においては、広域道路ネットワークによる交通利便性、岐阜流通業務団地及び名神高速道路岐阜羽島インターチェンジへのアクセスを活かした産業集積を図る産業・流通の拠点と位置付けられており、流通業務機能などの効率化及び新たなものづくり産業などの集積に努めることとしている。

今後、整備予定の製造業(準工業地域内に建築してはならないものは除く)の工場、飲食料品卸売業等の物流施設については、「5 地域経済牽引事業の促進にあたって生かすべき自然的、

経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」において記載する地域の特性及びその活用戦略に沿った事業を想定しており、隣接する柳津地区ものづくり産業集積地及び岐阜流通業務団地内の企業との連携により、相当な経済波及効果が見込まれるものであり、当該集積地等に近接する一団の土地は市街化区域になく、市街化調整区域にしかないため、立地条件は適当である。以上のことから、立地を想定する対象施設は、地域における地域経済牽引事業の促進に関する基本的な方針第一へ（3）②における（v）に該当するため、立地の必要性を認めることができる。また、当該施設の整備及び当該施設での業務の実施に起因して、周辺における市街化を促進・誘発するおそれはない。

本区域には、災害リスクの高いエリアを含んでいない。





(対象施設)

上記立地条件や当市が有する地域の特性及び「岐阜市都市計画マスタープラン」と「ものづくり産業等集積地計画」の趣旨を踏まえると、本区域において想定される対象施設として、窯業・土石製品製造業、輸送用機械器具製造業等の工場、繊維・衣服等卸売業、飲食料品卸売業等の物流施設など、隣接する既存施設との連携が可能となる工場及び物流施設である。さらに、国道 21 号、名神高速道路岐阜羽島インターチェンジへのアクセス道路となる幹線道路・県道 157 号鶉羽島線（片側 2 車線）に接しており、国道 21 号、名神高速道路岐阜羽島インターチェンジへのアクセス、岐阜流通業務団地と隣接するという立地条件を活かした産業集積を図ることができる。

【重点促進区域 2 三輪地域ものづくり産業等集積地】

(立地条件)

対象とする重点促進区域内の次の字を地域における産業立地促進のために必要と認められる区域として設定とする。(岐阜市北野阿原 151-1～153、163-1～167-1)

本区域は、東海環状自動車道岐阜三輪スマートインターチェンジへのアクセス道路となる県道 59 号北野乙狩線（片側 1 車線）に接し、東海環状自動車道岐阜三輪スマートインターチェンジか

ら約1kmの距離にあり、交通インフラが充実している。

本区域を含む三輪地区について、「岐阜都市計画区域マスタープラン」においては、優れた立地特性を活かしながら、ものづくり産業拠点といった工業系土地利用を検討することとしている。

「岐阜市都市計画マスタープラン」においては、さらに、高規格道路へのアクセスを活かし、産業の拠点として、新たなものづくり産業などの集積を図ることとしている。

また、「ものづくり産業等集積地計画」においては、産業集積地を整備する上での有力な候補地として、製造業に限定せず柔軟に対応することとしている。

「岐阜都市計画区域マスタープラン」に沿って工業系土地利用を検討し、自然豊かな営農環境を維持しつつも、岐阜三輪スマートインターチェンジへの良好なアクセス、隣接する岐阜ファミリーパークとの相乗効果が期待できる、農産物の生産・加工・調理・販売を兼ねた農業6次産業化に関する産業集積を目指した開発を行うこととなった。

そのため、「岐阜市未来創生総合戦略」においては、農業6次産業化など新たな分野も含めたものづくり産業等の集積を目指すこととしている。

実施する地域経済牽引事業は、工業系土地利用を含む農業6次産業化に関連した事業であり、自然豊かな営農環境や交通インフラの活用、隣接する岐阜ファミリーパークとの相乗効果といった地域の特性を活用して実施されるものであり、関連する計画の方針と調和したものである。本事業は、「5 地域経済牽引事業の促進にあたって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」において記載する「③ 岐阜県内の特産物を活用した食品関連事業」と合致するものであり、地域経済の活性化、地域における雇用の創出などが期待できるものであるが、周辺の市街化区域に一団の土地はなく、本区域は市街化調整区域であるものの、地域経済牽引事業者がすでに耕作を行っている約4ヘクタールの農地とも隣接していることから立地条件は適当である。

以上のことから、立地を想定する対象施設は、地域における地域経済牽引事業の促進に関する基本的な方針第一へ（3）②における（ii）に該当するため、立地の必要性を認めることができる。なお、当該施設での業務は、農業との健全な調和を図り、地域農業の振興ひいては地域経済の活性化を図るものではあるが、周辺地域での市街化をむやみに促進・誘発するものではない。



(対象施設)

上記立地条件や岐阜市が有する地域の特性及び「岐阜市都市計画マスタープラン」や「ものづくり産業等集積地計画」等の計画の趣旨を踏まえると、本区域において想定される対象施設は、農業6次産業化に関連した、食料品製造業の工場、工場で製造された加工品や農作物の調理・販売施設、飲食料品卸売業の物流施設である。

10 計画期間

本計画の計画期間は、計画同意の日から令和10年度末日までとする。

「岐阜・西濃地域基本計画」、「岐阜・中濃地域基本計画」、「東濃・中濃地域基本計画」、「飛騨・郡上地域基本計画」に基づき法第11条第3項の規定による同意（法第12条第1項の規定による変更の同意を含む。）を受けた土地利用調整計画に関する変更の同意及び法第13条第4項の規定による承認（法第14条第3項の規定による変更の承認を含む。）を受けた承認地域経済牽引事業計画に関する変更の承認及び承認の取消しについて、当該同意基本計画の失効後も、なお従前の例による。